

尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付要綱 新旧対照表

改正（案）	現行	備考
<p>（補助対象経費等）</p> <p>第3条 本要綱に基づく補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和2年4月7日から令和2年12月31日までの間に補助対象事業者が支払った経費とし、かつ、別表2「補助対象」の欄に示す運行系統に係る同表「補助対象経費の区分」の欄に掲げる経費とする。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p> <p>（交付決定の変更の申請）</p> <p>第7条 補助対象事業者は、第5条の規定により補助金の交付決定の通知を受けたのち、その内容を変更しようとするときは、<u>尼崎市公共交通感染症防止対策交付決定変更申請書（様式第3号）（以下「交付決定変更申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。</u></p> <p><u>（実績報告）</u></p> <p><u>第10条 補助対象事業者は、補助対象の事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該事業の完了の日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金完了実績報告書（様式第5号）（以下「完了実績報告書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（補助金の額の確定等）</u></p> <p>第11条 市長は、前条の規定により提出</p>	<p>（補助対象経費等）</p> <p>第3条 本要綱に基づく補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和2年4月7日から令和2年12月31日までの間に補助対象事業者が支払った経費とし、かつ、別表2「補助対象」の欄に示す運行系統に係る同表「補助対象経費の区分」の欄に掲げる経費とする。<u>ただし、補助対象経費に係る消費税のうち、仕入税額控除を行う場合における仕入税額控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</u></p> <p>2 ～ 4 （略）</p> <p>（交付決定の変更の申請）</p> <p>第7条 補助対象事業者は、第5条の規定により補助金の交付決定の通知を受けたのち、その内容を変更しようとするときは、<u>尼崎市公共交通感染症防止対策交付決定変更申請書（様式第3号）（以下「交付決定変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を得なければならない。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	

改正（案）	現行	備考
<p><u>された完了実績報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、補助対象の事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付額確定通知書（様式第6号）（以下「確定通知書」という。）を補助対象事業者へ通知するものとする。</u></p> <p><u>2 補助対象事業者は、市長が前項の規定に基づく審査のために必要な書類の提出、現地調査等を求めたときは、これを拒んではならない。</u></p> <p>（補助金の請求）</p> <p><u>第12条</u> 補助対象事業者は、<u>前条第1項の規定による確定通知書の通知を受けたのち、</u>補助金の支払いを受けようとするときは、<u>尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付請求書（様式第7号）</u>（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（補助金の交付）</p> <p><u>第13条</u> （略）</p> <p>（補助金の返還）</p> <p><u>第14条</u> 補助対象事業者は、既に交付を受けている補助金に過払いが生じる場合は、速やかに当該過払い部分に係る補助金を市長に返還しなければならない。</p> <p>（補助金の整理）</p> <p><u>第15条</u> （略）</p> <p><u>（取得財産等の管理等）</u></p> <p><u>第16条</u> 補助対象事業者は、本要綱に基</p>	<p>（補助金の請求）</p> <p><u>第10条</u> 補助対象事業者は、<u>第5条の規定による交付決定通知書の通知、又は第8条の規定による交付決定変更通知書の通知を受けたのち、</u>補助金の支払いを受けようとするときは、<u>尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付請求書（様式第5号）</u>（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（補助金の交付）</p> <p><u>第11条</u> （略）</p> <p>（補助金の返還）</p> <p><u>第12条</u> 補助対象事業者は、<u>交付決定の変更申請等により、既に交付を受けている</u>補助金に過払いが生じる場合は、速やかに当該過払い部分に係る補助金を市長に返還しなければならない。</p> <p>（補助金の整理）</p> <p><u>第13条</u> （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	

改正（案）	現行	備考
<p><u>づく補助金を活用して取得し、又はその効用が増加した財産等（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</u></p> <p>（取得財産等の処分の制限）</p> <p>第17条 補助対象事業者は、取得財産等でその単価が50万円以上のもの（以下「処分制限財産等」という。）について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け若しくは担保に供し、又は補助金の交付の目的及び当該処分制限財産等の耐用年数を勘案して市長が定める期間内に廃棄してはならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、前項に規定する各行為（以下「処分」という。）に係る同項の承認を受けようとするときは、あらかじめ尼崎市公共交通感染症防止対策補助金財産処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、補助対象事業者が、第1項の承認を受けて処分制限財産等の処分を行い、その処分に伴う収入を得ている場合には、その収入の一部を本市に納付させることができるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p><u>第18条</u> （略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 （略） （この要綱の失効）</p> <p>2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けた補助対象事業者</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>（その他）</p> <p><u>第14条</u> （略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 （略） （この要綱の失効）</p> <p>2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けた補助対象事業者</p>	

改正（案）	現行	備考
<p>については、第6条及び第14条から第18条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この要綱の改正は、令和 年 月 日から施行する。</p> <p>別表2（第3条関連） ※1 限度額を区分する車両数又は乗務員数は、本要綱の施行の日現在のものとする。 ※2 この表に規定する「経費」は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。</p> <p>(様式第1号) 尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付申請書 (様式第1-1号) 補助事業の概要（参考様式） ※5 補助対象事業者が負担する経費（事業に要する経費から他の補助金額を控除した額）を記載すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(様式第3号) 尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付決定変更申請書 (様式第3-1号) 補助事業の概要（参</p>	<p>については、第6条及び第12条から第14条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別表2（第3条関連） ※ 限度額を区分する車両数又は乗務員数は、本要綱の施行の日現在のものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(様式第1号) 尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付申請書 (様式第1-1号) 補助事業の概要（参考様式） ※5 補助対象事業者が負担した経費（事業に要する経費から他の補助金額を控除した額）を記載すること。</p> <p><u>その他の添付資料</u> <u>※上記様式のほか、補助対象事業費を支払った証として領収書の写し等（内訳が分かるもの）を、又他の補助金の交付がある場合は、それを証するものとして、補助金交付決定通知書等を添付すること。</u></p> <p>(様式第3号) 尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付決定変更申請書 (様式第3-1号) 補助事業の概要（参</p>	

改正（案）	現行	備考
<p>考様式) ※5 補助対象事業者が負担する経費（事業に要する経費から他の補助金額を控除した額）を記載すること。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（様式第5号）</u> <u>尼崎市公共交通感染症防止対策補助金事業完了実績報告書</u></p> <p><u>（様式第6号）</u> <u>尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付額確定通知書</u></p> <p><u>（様式第7号）</u> 尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付請求書 尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付要綱第12条の規定</p> <p><u>（様式第8号）</u> <u>尼崎市公共交通感染症防止対策補助金財産処分承認申請書</u></p>	<p>考様式) ※5 補助対象事業者が負担した経費（事業に要する経費から他の補助金額を控除した額）を記載すること。</p> <p><u>その他の添付資料</u> <u>※上記様式のほか、補助対象事業費を支払った証として領収書の写し等（内訳が分かるもの）を、又他の補助金の交付がある場合は、それを証するものとして、補助金交付決定通知書等を添付すること。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（様式第5号）</u> 尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付請求書 尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付要綱第10条の規定</p> <p><u>（新設）</u></p>	